

特殊詐欺対策電話機の補助金申請の 申請方法が変わりました

- ・キャッシュカードが悪用されています。
- ・還付金があるのでATMで手続きしてください。
- ・慰謝料請求されたからお金を振り込んで。



その電話、詐欺かも…？

公的機関になりすました不審電話が発生しています！

特殊詐欺の防止には『犯人と話をしない』対策が有効です。そこで由布市は特殊詐欺を未然に防ぐため、特殊詐欺等被害防止機能付き電話機の購入に係る経費を補助しています。

自分や大切な人、そしてお金を守る対策をしませんか？

令和7年度より電話機購入後の申請となりました！

詳しくは裏面をご覧ください

特殊詐欺等防止機能付き電話機の購入に係る経費を補助します。

補助対象者

以下の1～3すべてに当てはまる方

1. 由布市内に住所を有し、かつ、居住していること。
2. 補助金交付申請日において満60歳以上の方、または満60歳以上の方と同一世帯に属する方。
3. 暴力団等と密接な関係を有する方でないこと。

申請は
1世帯1回まで
となります



補助対象電話機

着信前に 警告アナウンス！

電話をかけてきた相手に対して「この電話は詐欺などの犯罪被害防止のため録音します」などのアナウンスをして警告をします。

電話を取る前に 注意喚起！

電話を取る前に電話機から「詐欺電話の可能性あります。ご注意ください」など、アナウンスをして注意を促してくれます。

通話中に 自動録音！

電話に出るとお互いの通話内容を自動で録音してくれます。

上記3機能を**すべて備えている電話機**を購入した場合に、購入等費用の3分の2（上限1万円）を補助します。

申請に必要なもの

- ① 申請書兼実績報告書・誓約書
- ② 購入した電話機の領収書（写し） ※領収書に申請者氏名の記載があること
- ③ 電話機の機能が確認できる書類（カタログなど）
- ④ 由布市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金請求書（支払先口座情報必須）

問い合わせ先 由布市役所 総務課 097-582-1112

提出先

挟間：挟間地域振興課

庄内：総務課（本館2階）

湯布院：湯布院地域振興課